Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年3月24日 上保 安庁

「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

海上保安官に協力援助した者等に対して給付する災害給付のうち、 給付基礎額及び介護給付の金額の改定を行うため、標記の政令が、 本日、閣議決定されました。

背景 1.

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和28年政令第62号。以下「施行令」という。)においては、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和28年法律第33号)に基づき、海 上保安官の職務遂行に協力援助した者等が災害を受けた場合に国が給付す べき災害給付の金額等が定められている。

具体的な金額等については、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191 号。以下「補償法」という。)の補償制度や一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)に規定される俸給月額 等を参考に定められている。

1)給付基礎額について(施行令第3条第1項関係)

令和元年11月に給与法の一部が改正され、同法に定める国家公務員の俸給月額が改定されたことから、これに合わせ、施行令における給付基礎額 を改定することとする。 給付基礎額の基本額(俸給月額の日額) : 8,800円 (現行) → 8,900円

(2)介護給付について(施行令第4条の2第2項関係)

補償法に基づいて定められている介護補償の月額が令和2年4月1日か ら引き上げられる予定であることから、これに合わせ、施行令における介護給付に係る金額を改定することとする。

① 常時介護を要する場合

実費補填の限度額 165,150円 (現行) 166,950円 親族介護の場合の定額 70,790円 (現行) 72,990円

随時介護を要する場合

実費補填の限度額 82,580円 (現行) 83,480円 イ 親族介護の場合の定額 35,400円 (現行) 36,500円 :

(3) その他

その他所要の改正を行うこととする。

<u>3</u>. 今<u>後のスケジュール</u>

: 令和2年3月27日 施 行:令和2年4月1日

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の 部を改正する政令案要綱

給付基 礎 額 \mathcal{O} 基 本 額を八千九 百円に引き上げるものとすること。 第三条第 項 関 (係)

常 時 介護を要する状態 に あり実費を支出 して介護を受けた日が ある場合の介護給付 \mathcal{O} 限 度額を十六 万六

千 九百 五十円に、 常 時介護を要する状態に あり 親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付 0) 額を

七万二千九百九十円に、 随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給

付 の限度額を八万三千四百八十円に、 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場

合の介護給 付の額を三万六千五 百円に、 それぞれ引き上げるものとすること。 (第四条の二第二項関係)

金が支給された場合における障害給付年金の支給停止期間等

の算定に用い

る利率

 \equiv

障害給付

年金前

払

時

を 百百 分の 五. カ 5 事 故発生 日 における法定利率」 に改めるものとすること。

(附則第三条第五項及び第六項関係)

この政令は、 令和二年四月一日から施行するものとすること。

兀

(附則関係)

海 上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 (昭和二十八年法律第三十三号) 第六条

の規定に基づき、この政令を制定する。

海 上 保安官に協 力援 助 L た者等の 災害給付に 関する法律施 行令 (昭和二十八年政令第六十二号) の <u>ー</u> 部を

次のように改正する。

第三条第一項中 「八千八百円」を「八千九百円」に改め、 同条第二 |項中 「確定した日」の下に (附則第

三条において単に「事故発生日」という。)」を加える。

第四 条の二第二項第一号中 「十六万五千百五十円」を「十六万六千九百五十円」 に改め、 同項第二号中

七 万 七 百 九十円」 を 七 万二千九 百 九十円」 に改め、 同項第三号中 「八万二千五百八十円」 を 「八万三千四

百八十円」 に 改 め、 同]項第四 号中 三万 五. 千 应 百 円 を 「三万六千五 百円」 に 改 める。

附則第三 一条第一 五. 項及び第六項中 「百分の 五. を 事 故発生日に お ける法定利率」 に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第三条第一項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事 由が生じた

給付並び びに同り 日前に給付の 事 由が生じた傷病給付年金、 障害給付年金及び遺族給付年 金である給付 で同 日

以後 の期間について支給すべきものについて適用し、 その他の給付については、 なお従前 の例による。

及び介護給付の金額の改定を行う等の必要があるからである。 最近における社会経済情勢に鑑み、海上保安官に協力援助した者等に対する災害給付における給付基礎額

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令 (昭和二十八年政令第六十二号) 抄

、傍線の部分は改正部分)

付基礎額

改

正

案

第三条 を超えない範囲内において相当と認められる額とする。 日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千二百円 項第一号に規定する協力援助者をいう。 定する給付基礎額(以下この条において「給付基礎額」という。)は 八千九百円とする。 次条、 第四条、 ただし、その額が、協力援助者 第七条、 以下同じ。) 第十六条及び第十九条に規 の通常の収入の (法第五条第一

2 については一人につき三百三十三円を、それぞれ加算して得た額とす 親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族 あつては、給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、 日」という。)において、他に生計のみちがなく、かつ、 援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断に 金額に、第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養 力援助者の扶養を受けていたものをいう。以下同じ。 よつて疾病の発生が確定した日(附則第三条において単に 協力援助者に扶養親族(次の各号のいずれかに該当する者で、)がある場合に 同項に規定する 主として協 「事故発生 協力

一~六 (略) 略

3

介護給付

第四条の二 (略

2 次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき

(給付基礎額

現

行

第三条 項第一号に規定する協力援助者をいう。 よつて疾病の発生が確定した日において、 援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断に を超えない範囲内において相当と認められる額とする。 日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、 定する給付基礎額(以下この条において「給付基礎額」という。 協力援助者に扶養親族(次の各号のいずれかに該当する者で、 八千八百円とする。 主として協力援助者の扶養を受けていたものをいう。 次条、 第四条、 ただし、その額が、 第七条、 第十二条、 以下同じ。) 他に生計のみちがなく、 協力援助者 第十六条及び第十 の通常の収入の (法第五条第一 万四千二百円 以下同じ。 -九条に! 。 は

2

六六 (略)

て得た額とする。

当する扶養親族については一人につき三百三十三円を、それぞれ加算

に該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、

第二号に該

項に規定する金額に、第一号及び第三号から第六号までのいずれか

がある場合にあつては、給付基礎額は、

前項の規定にかかわらず、

3 (略)

第四条の二 介護給付 (略)

2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき 次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする

- 大方方六千九百五十円) 一次とは、十六万六千九百五十円を超えると 大護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当す で、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があると さ(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用を支出して介護を受けた日があると で、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があると でにおいて「常時介護を要する場合」という。)におい でにおける最初の変更の前の障害。第三号において同じ。)が常時 が護給付に係る障害(障害の状態に変更があつた場合には、その 全は、十六万六千九百五十円)
- 百九十円以下である場合に限る。) 七万二千九百九十円 あつては、当該介護に要する費用として支出された額が七万二千九をの月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にすべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じすべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ二 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護給付を支給
- 三千四百八十円を超えるときは、八万三千四百八十円)の月における介護に要する費用として支出された額(その額が八万の月における介護に要する費用として支出された額(その額が八万の月における介護に要するとき(同号に掲げるときを除く。) そして介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月に介護に要する費用を支出する場合(次号において「随時介護を要通省令で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要

阿則

厚害給付年金前払一時金)

第三条 (略)

2~4 (略)

5 障害給付年金前払一時金が支給された場合における当該障害給付年

- 十円以下である場合に限る。) 七万七百九十円
 一円以下である場合に限る。) 七万七百九十円あつては、当該介護に要する費用を支出して方選を受けた日がある場合にその月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じすべき事か
- 二千五百八十円を超えるときは、八万二千五百八十円)の月における介護に要する費用として支出された額(その額が八万して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) そって介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) そる場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出通省令で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要通省の護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交三 の

附則

(障害給付年金前払一時会

第三条 (略)

2~4 (略)

5 障害給付年金前払一時金が支給された場合における当該障害給付

切り捨 る申出 月まで、 後の各月に支給されるべき障害給付年金については、その額を、事故月後の最初の障害給付年金の支払期月から起算して一年を経過する月 るべき障害給付年金の額 合計額が当該障害給付年金前払一時金の額を超えることとなる月の前 該各月までの年数 発生日における法定利率に当該最初の障害給付年金の支払期月から当 が行われた日の属する月の翌月)から、その月以後の各月に支給され が生じた日の属する月の翌月 てた年数)を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額)の が第二項ただし書の規定によるものである場合には、 その支給を停止する。 時 金に係る障害給付年金 (当該年数に一年未満の端数があるときは、これを (当該障害給付年金前払一時金が支給された は、 (当該障害給付年金前払 当該障害給付年金を支給すべき 当該申 時金に 出係

6

の五に当該最初の障害給付手金の長ム月ーハッ・で、後の各月に支給されるべき障害給付年金については、 停止する。 付年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、 乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額)の合計額が当該障害給 当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を 月後の最初の障害給付年金の支払期月から起算して一年を経過する月 るべき障害給付年金の額 が行われた日の属する月の翌月)から、その月以後の各月に支給され る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、 前払 五に当該最初の障害給付年金の支払期月から当該各月までの年数 由が生じた日の属する月の翌月 時金に係る障害給付年金は、 (当該障害給付年金前払一時金が支給された (当該障害給付年金前払 当該障害給付年金を支給す その額を、百分 その支給を 当該申 金に × 出係

前払一 係る障害給付年金の額 該障害給付年金の額から差し引いた額とする。 乗じて得た額を、 るときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に一を加えた数を ら当該終了する月の翌月までの年数 る場合にあつては当該障害給付年金前払 給停止期間に される期間に係る同項の規定による合計額 月 の翌月までの期間が、一年以内の場合にあつては当該障害給付年金 係る合計額を差し引いた額に百分の五に前項に規定する支払期月か 前項の規定による障害給付年金の支給の停止 時金の額から同項の規定により当該障害給付年金の支給が停止 係る合計額」という。)を差し引いた額を、 それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当 は、 同項に規定する支払期月から当該終了する (当該年数に一年未満の端数があ 一時金の額から支給停止期間 (以下この項において「支 が終了する月の翌月 一年を超え

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)(抄)	○職員の災害補償(昭和四十八年人事院規則一六― ○)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和二十八年政令第六十二号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	:	:	:	:	:	
:	:			:		
: : 8	: : 7	: : 6	: : 5	: : 2	: : 1	
Ü	•	~	J	_	-	

|上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の| 部を改正する政令案 参照条文

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 (昭和二十八年法律第三十三号)

(給付の種

第五条 この法律により行う給付の種類は、次に掲げるものとする。

- 療養給付(協力援助者(第三条に規定する場合において海難救助又は現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助に当たつた者を含む。 以下同じ。
- が負傷し又は疾病にかかつた場合における必要な療養又は当該療養に要する費用の給付)

傷病給付

(協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治つた場合においてなお存する障害に対する給付)(協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治つていない場合において存する障害に対する給付)

五四 葬 遺族 治 付 障害 給 付 (協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付)(協力援助者が傷病給付又は障害給付の給付の事由となつた障害により必要な介護を受けている場合における給付)

2 他に収入のみちがない等特に必要があるときは、 前項に掲げる給付のほか、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、そのため従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合において、 (協力援助者が死亡した場合における葬祭を行う者に対する給付) 休業給付を行うことができる。

、給付の範囲、 金額、支給方法等)

参しやくして政令で定める。 前条の給付の範囲、 金額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、 国家公務員災害補償法 (昭和二十六年法律第百九十一 号) の規定を

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令 (昭和二十八年政令第六十二号)

給付基礎額)

第三条 千八百円とする。ただし、その額が、協力援助者(法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。)の通常の収入の日額に比 し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千百円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額(以下この条において「給付基礎額」という。)は、八

一~六 場合にあつては、給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に、第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶 養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円を、それぞれ加算して得た額とする て疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく、かつ、主として協力援助者の扶養を受けていたものをいう。以下同じ。)がある 協力援助者に扶養親族(次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつ

3 (略)

障害給付)

第四条 給付 害が存する期間、障害給付年金を毎年支給して行い、 一時金を支給して行う。 法第五条第一項第三号に規定する障害給付は、 次項に規定する第一級から第七級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障 同項に規定する第八級から第十四級までの障害等級に該当する障害がある場合には、

2~9 (略)

介護給付)

第四条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障 その入院し、又は入所している期間については、 常時又は随時介護を受けている場合において、当該介護を受けている期間、 害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国土交通省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、 介護給付は、行わない。 次項に定める金額を支給して行う。 ただし、次に掲げる場合には、

- 一 病院又は診療所に入院している場合
- 護」という。)を受けている場合に限る。) :害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項第五条第十一項に規定する (次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第七項に規定する生活介護(次号において「生活介
- 障害者支援施設 (生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として海上保安庁長官が定めるものに入所している場合

- 2 月を単位として行うものとし、 その額 は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。
- 要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に 護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) 介護給付に係る障害 (障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。)が常時介護を その月における介護に要する費用として支出された
- (介護に要する費用として支出された額が五万七千百十円以下である場合に限る。) 族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。 五万七千百十円 以下この号及び第四号において同じ。) 当に

(その額が十万五千百三十円を超えるときは、十万五千百三十円)

- 合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場 その月における
- て介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千五百六十円以下である場合に限る。) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出 二万

、護に要する費用として支出された額(その額が五万二千五百七十円を超えるときは、五万二千五百七十円)

附則

八千五百六十円

(障害給付年金前払一時金)

当分の間、 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が申し出たときは、 障害給付として、 障害給付年金前払一時金を支給する。

2~4 (略)

- 障害給付年金の支払期月から起算して一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害給付年金については、その額を、百分の五に当該最初のた日の属する月の翌月)から、その月以後の各月に支給されるべき障害給付年金の額(当該障害給付年金前払一時金が支給された月後の最初の 障害給付年金の支払期月から当該各月までの年数(当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に一を加 えた数で除して得た額)の合計額が当該障害給付年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、 :生じた日の属する月の翌月(当該障害給付年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出 障害給付年金前払一時金が支給された場合における当該障害給付年金前払一時金に係る障害給付年金は、当該障害給付年金を支給すべき事 その支給を停止する。
- 翌月までの期間が、一年以内の場合にあつては当該障害給付年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害給付年金の支給が停止される期 、は当該障害給付年金前払 翌月までの年数 !に係る同項の規定による合計額(以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、一年を超える場合にあつ !項の規定による障害給付年金の支給の停止が終了する月の翌月に係る障害給付年金の額は、 (当該年数に一年未満の端数があるときは、 一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に前項に規定する支払期月から当該終了する月 これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それ 同項に規定する支払期月から当該終了する月の

○国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)

(抄)

(介護補償)

あつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、第十四条の二(傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害で 補償の支給は、行わない。 国は、当該介護を受けている期間、 介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護

一 病院又は診療所に入院している場合

を受けている場合に限る。)

- (次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第七項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設
- 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合

る額とする。

2 介護補償は、 月を単位として支給するものとし、 その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して人事院規則で定め

○職員の災害補償(昭和四十八年人事院規則一六一 ○)(抄)

働大臣が定める額に準じて人事院が定める額とする。第二十八条の三の護補償の月額は、前条の表に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、労働者災害補償保険法第十九条の二の規定により厚生労(介護補償の月額)

○労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)(抄)

生労働大臣が定める額とする。第十九条の二 介護補償給付は、 月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して厚

○労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)(抄)

(介護補償給付の額)

- 第十八条の三の四 定障害」という。)の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、 介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。 介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害(次項において「特 次の各号に掲げる
- として支出された費用の額(その額が十万五千百三十円を超えるときは、十万五千百三十円とする。) その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合(次号に規定する場合を除く。) その月において介護に要する費用
- 満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。) 護を受けた日があるとき。 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が五万七千百 ·円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、 五万七千百十円(支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が五万七千百十円に 親族又はこれに準ずる者による介
- 2 額について準用する。この場合において、 「二万八千五百六十円」と読み替えるものとする。 について準用する。この場合において、同項中「十万五千百三十円」とあるのは「五万二千五百七十円」と、「五万七千百十円」とあるのは前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の